

の購入価格と比較して見れば、この干渉計の購入価格が60円という現帳簿の記載事項は、備品台帳更新の際の誤転記であると思われる。今のところ真の購入価格はわからない。

資料館に収蔵されている四高の物理機器91点の中、購入日付のもっとも新しいものはNo.2226の写真機で、昭和7年3月5日購入である。また購入価格不明のものが51点ある。

以上の諸点を考慮すれば、マイケルソンの干渉計は資料館に収蔵されるべき十分な資格があると思われる。ことに、最近文化庁では、歴史資料に、新しく科学技術という項目を加え、科学技術資料の保存に意を注いでいるときく。この、歴史的・教育的に重要な意義をつマイケルソンの干渉計が、本学資料館の収蔵品となる日が一日も早く来るように望んでいる。

(平成14年1月18日記)

※筆者は四高卒、四高教授、金沢大学助教授・教授を経て金沢大学名誉教授、物理学専攻

理学部西横庭園にある石について

竹村 松男

理学部西側の庭園にある庭石の中に次のようなものがある。即ち

ほぼ中央に、大きさ80cm×37cm×80cmのもの

..... (以下Aとよぶ)

南に、大きさ60cm×42cm×84cmのもの

..... (以下B1とよぶ)

北に、大きさ59cm×42cm×84cmのもの

..... (以下B2とよぶ)

が存在する。

これらは、いずれも旧制第四高等学校(以下四高と記す)物理実験室に除振台・不動実験台として使用されていたもので、四高校舎を利用していた理学部が金沢城内キャンパスに移転した際、

記念として城内新教養部実験棟南側中庭に移され、さらに角間キャンパスへの総合移転に伴い現地に移されたものである。

これの石台は、往時四高で物理学実験のために使用されていたときには、地下50cmくらいから床面下1cmくらいまで煉瓦を積んだ土台の上に、Aは80cmの辺を、またB1及びB2は84cmの辺を鉛直に、上面が水平になるように据え付けられていた。土台の断面は石台よりやや広く、その中央部に石台がモルタルで接合されていた。土台の上部は、床と同一平面になるようにモルタル仕上げが施され、土台周辺の床は、除振のため土台との間に5mmくらいの隙間が残るように切り取られていた。

現状の石の配置は、往時のものを寝かせた状態にあり、往時の下面の周辺には微量のモルタルが残存付着している。

四高の建物は広坂通りに面して、東西に赤煉瓦造りの本館があり、その中央から南北に中央廊下が走っていた。本館の北側第2棟、東西に伸びる建物が実験棟で、東側が物理関係の建物、西側が化学関係の建物であった。中央廊下の両側は、それぞれの講義用階段教室であった。(物理階段教室は、現在愛知県の明治村に保存されている。)物理階段教室の東隣りに講義準備室があり、その一つにおいて東隣の部屋は、壁も天井も真っ黒で、窓には黒いカーテンが掛かった光学実験室で、私が四高に在学していたころ(昭和11年～昭和14年)は大暗室と呼ばれていた。この部屋は生徒の実験用には使用されておらず、専ら教官の使用並びに演示実験用に供されていた。(私が四高に着任した昭和22年7月には、吉村教授がこの部屋を居室兼実験室として使用しておられたが、暗室としてではなかった。)

Aはこの大暗室の中央からやや北よりにあったものである。

大暗室の東に、廊下をはさんで生徒用の、大き

な物理実験室があり、大実験室と呼ばれていた。大実験室の北側には、大実験室の 1/3 くらいの生徒実験室が短い廊下によって接続していて、小実験室と呼ばれていた。

B1 と B2 は、小実験室内の南側、接続廊下の西側に、約 2 メートルくらいの間をおいて、上面長辺を窓側に平行に、並んで配置されていた。

A の上には、主として、マイケルソンの干渉計が置かれていたが、スペクトロメーターや、フレネルの複鏡干渉実験装置が置かれていることもあった。

B1, B2 は、主として、弾動検流計の台として使用されていたが、デュヌーイの表面張力試験機(ねじり秤による吊環法)や、精密天秤の台として使用されていることもあった。

※筆者は四高卒、四高教授、金沢大学助教授・教授を経て金沢大学名誉教授、物理学専攻



理学部西横庭園の石を見る竹村松男名誉教授(右)と木村實名誉教授(左)平成13年9月

金沢大学資料館資料受入要項

平成14年1月11日

第21回学術情報委員会了承

(趣旨)

第1 この要項は、金沢大学資料館における資料の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において「資料」とは、収集の基本方針(平成11年度第2回資料館委員会了承)に定める資料をいう。

(部局等の資料の移管)

第3 部局等の長は、当該部局が保有する資料を資料館へ移管しようとするときは、別紙様式1による申込書を資料館長(以下「館長」という。)に提出しなければならない。

(本学の歴史にかかわる資料の移管)

第4 第3の規定にかかわらず、館長は、部局等の資料で本学の歴史にかかわるものについては、「本学の歴史に関わる資料」の収集方針(平成13年度第3回資料館委員会了承)に基づき、当該部局等の長の承認を得て、資料館へ移管することができる。ただし、金沢大学行政文書管理規程第2条第3号の行政文書ファイルに該当するものは、同規程第4条第1項の総括文書管理者の承認を得なければならない。

(学外の資料の寄贈)

第5 学外の資料を資料館へ寄贈しようとするときは、当該寄贈者は、別紙様式2による申込書を館長に提出しなければならない。

(移管又は寄贈の受入れの決定)

第6 第3又は第5の規定による提出があったときは、資料館委員会の議を経て、館長が当該資料の移管又は寄贈の受入れの可否を決定する。

附 則

- 1 この要項は、平成14年1月11日から施行する。
- 2 この要項の施行前に資料館に受け入れた資料は、この要項に定める手続により受け入れたものとみなす。